

当面のスローガン

- 本年こそ「人権侵害救済法」を制定させよう!
- 狭山再審闘争の勝利をかちとろう!
- 続発する差別事件の糾弾を徹底しよう!



発行所
解放新聞和歌山支局

〒640-8314
和歌山市神前 405-3
TEL 073-473-2301
FAX 073-473-2302

発行責任者
藤本 哲史

① 16年 刑死 部落解放同盟和歌山県連



② 16年新春交礼会 部落解放和歌山県企業連合会



④ 青年スポーツ交流会



⑤ 再審を求める市民集会



2016年 闘争日誌

- ① 荆冠旗びらき
- ② 企業連交礼会
- ③ ランチタイムデモ
- ④ 全国女性集会
- ⑤ 狭山市民集会
- ⑥ 青年スポーツ交流会
- ⑦ 県連大会
- ⑧ メーカー和歌山中央集会
- ⑨ 西光万吉邸・永住の地
- ⑩ 解放学校
- ⑪ 被爆71回原水禁世界大会
- ⑫ 対和歌山県交渉



年頭にあたり、ひとこと
ごあいさつ申し上げます。
さて、昨年12月に「部落差別解消推進法」が成立・施行されました。法制定にかかり多くの同盟員や実行委員会、共闘団体、国會議員、市町村行政など、多くのみなさまによる願いと解放運動の積み重ねが功を奏したと考えています。
さて、法制にむけた怒涛の1年は、周知の事実だと思えますが、振り返ってみると思えます。一昨年に東京で「人権課題解決にむけた和歌山県集會」が開催され、これを契機に法制定が大きくクローズアップされました。自民党内に部落問題に関する小委員会が設置され、法務省、部落解放同盟、稲積健次郎・元地対協委員、炭谷茂・元総務庁地対室長へヒアリングがおこなわれ、5月の国会で自民・公明・民進合同で、二階俊博議員(筆頭提案者)から提案され、継続審議となりました。臨時国会での成立をめざしとりましたが、おこなってききましたが、TPP法案などで国会は荒れ、差別解消法の成立があやぶまれましたが、11月の衆議院本会議で可決、12月の衆議院本会議で可決・成立、ようやく12月16日に

公布・施行されました。
さて、1965年に出された「同対審」答申をうけて、部落解放同盟は、部落解放基本法を求める運動を展開してきました。1969年に特措法が施行、2002年に地対財特法が失効し、部落解放基本法案の個別法を積み上げ、ようやく特措法、差別禁止法が実現しました。
部落差別解消推進法には、①施策を講ずること、②相談体制の充実を図ること、③教育・啓発をおこなうこと、④実態調査の実施が記されています。とくに相談活動は「人権侵害救済法」への第一歩となり、また教育・啓発は「推進」ではなく「おこなう」と記されており、大きな意義を感じます。今後、行政の相談業務の窓口を明確にし、隣保館に相談員を配置し、校区外の教育・啓発の現状を把握するなど、差別撤廃への道のりは確実に広がっています。
私たちは、恒久法である部落差別解消推進法を活用し、全国水平社の先人が闘ってきた差別撤廃という願いを実現するため、これまで以上にまい進することを誓い、今年のごあいさつといたします。

ごあいさつ
部落解放同盟和歌山県連合会
執行委員長 藤本 哲史